



# 鳥取県公報

平成17年 3月28日(月)  
号外第42号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

人委規則	鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(6)(任用課)..... 1
	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則(7)( )..... 2
	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(8)(給与課)..... 3
	職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(9)( )..... 3
	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(10)( )..... 4
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(11)( )..... 5

## 人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第6号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 任用課 (1)~(6) 略 (7) 職員の研修及び勤務成績の評定の <u>研究及びその</u> <u>成果の作成</u> に関すること。 (8)~(12) 略 (13) 職員からの苦情の <u>処理</u> に関すること。	(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 任用課 (1)~(6) 略 (7) 職員の研修及び勤務成績の評定の <u>総合的企画</u> <u>に関する</u> こと。 (8)~(12) 略

(14) 略

(15)及び(16) 略

給与課

(1) 略

(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する勧告に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

(13) 略

(14) 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

(15)及び(16) 略

給与課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第7号**

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成8年鳥取県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(再審の請求の期間) 第64条 再審の請求は、判定のあった日の翌日から起算して <u>6</u> 月以内にしなければならない。	(再審の請求の期間) 第64条 再審の請求は、判定のあった日の翌日から起算して <u>3</u> 月以内にしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

(再審の請求期間に関する経過措置)

2 改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第64条の規定は、改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第64条の規定による期間がこの規則の施行の日以後に満了する再審の請求についても適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第8号**

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（作業手当の額等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 月の1日から末日までの間における条例第3条第1項第15号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の総額は、第1項第11号に定める額に80を乗じて得た額（条例第4条第7項の規定により加算する額（以下「加算額」という。）がある場合にあっては、その額に加算額を加えて得た額）に条例第4条第8項の規定により加算する額がある場合にあっては、その加算する額を加えて得た額を超えることができない。</p> <p>7 略</p> <p>8 月の1日から末日までの間における条例第3条第1項第15号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の額を計算する場合において、当該期間における当該作業に従事した時間数の合計又は条例第4条第7号に規定する作業に従事した時間数の合計に1分に満たない端数時間があるときは、当該端数時間を切り捨てて計算する。</p>	<p>（作業手当の額等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 月の1日から末日までの間における条例第3条第1項第15号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の総額は、第1項第11号に定める額に80を乗じて得た額（条例第4条第6項の規定により加算する額（以下「加算額」という。）がある場合にあっては、その額に加算額を加えて得た額）に条例第4条第7項の規定により加算する額がある場合にあっては、その加算する額を加えて得た額を超えることができない。</p> <p>7 略</p> <p>8 月の1日から末日までの間における条例第3条第1項第15号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の額を計算する場合において、当該期間における当該作業に従事した時間数の合計又は条例第4条第6号に規定する作業に従事した時間数の合計に1分に満たない端数時間があるときは、当該端数時間を切り捨てて計算する。</p>

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第9号**

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
（社会福祉業務手当） 第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の右欄に定める職員とする。		（社会福祉業務手当） 第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の右欄に定める職員とする。	
勤務箇所	職 員	勤務箇所	職 員
福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉支援課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長及び社会福祉主事	福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉保健課若しくは総務福祉課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長及び社会福祉主事
略		略	
2及び3 略		2及び3 略	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第10号**

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
母 来 寮	(1) 生活指導員	2	母 来 寮	(1) 生活指導員並びに入所者と起居を共にする看護師及び准看護師	2
	略			略	
	医療職給料表(3)の適用を受ける者以外の職員	1		(1) 入所者と起居を共にする看護師	2

岩井長者寮		岩井長者寮(2)(1)に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(3)の適用を受ける者を除く。)	1
略		略	
総合療育センター	略	皆生小児療育センター	略
略		略	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務課の専門員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>男女共同参画センターの副主幹(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)</u></p> <p>(6) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主</p>

査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）

(7) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(8) 図書館の郷土資料係長及び資料相談員

(9) 妻木晩田遺跡事務所の文化財主事

(10) 略

(11) 略

(12) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、調査第一係長、調査第二係長及び文化財主事

(13) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総務課の専門員

(3) 略

(4) 略

(5) 男女共同参画センターの副主幹（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）

(6) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）

(7) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(8) 図書館の郷土資料係長及び資料相談員

(9) 略

(10) 妻木晩田遺跡事務所の文化財主事

査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 妻木晩田遺跡現地事務所の文化財主事

(6) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(7) 略

(8) 図書館の郷土資料係長及び資料相談員

(9) 略

(10) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事

(11) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 略

(6) 妻木晩田遺跡現地事務所の文化財主事

(7) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(11) 略

(12) 略

(13) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、調査第一係長、調査第二係長及び文化財主事

(14) 略

#### 4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 産業技術センターのセンター長、次長、専門研究員、室長、所長、科長、特別研究員及び研究員

(10)及び(11) 略

(12) 博物館の副館長(学芸員の資格を有する者に限る。)、課長(学芸員の資格を有する者に限る。)、専門学芸員、課長補佐(学芸員の資格を有する者に限る。)、副主任幹(学芸員の資格を有する者に限る。)及び学芸員

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師

(2) 総合療育センターの院長、副院長、部長、医長、副医長及び医師

(3) 略

(4) 東部福祉保健局の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師

(5) 略

(6) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、医務薬事課の課長及び医師、健康対策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員

(8) 略

(9) 図書館の郷土資料係長及び資料相談員

(10) 略

(11) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事

(12) 略

#### 4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 産業技術センターのセンター長、次長、専門研究員、部長、所長、科長、特別研究員及び研究員

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10)及び(11) 略

(12) 博物館の副館長(学芸員の資格を有する者に限る。)、課長(学芸員の資格を有する者に限る。)、専門学芸員、課長補佐(学芸員の資格を有する者に限る。)、係長(学芸員の資格を有する者に限る。)及び学芸員

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師

(2) 皆生小児療育センターの院長、副院長、部長、医長、副医長及び医師

(3) 略

(4) 福祉保健局の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師

(5) 略

(6) 衛生環境研究所の所長、室長及び研究員

(7) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、医務薬事課の課長及び医師並びに健康対策課の課長、医長、副医長及び医師

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局又は日野総合事務所福祉保健局の課長(技術吏員に限る。) 技幹、課長補佐(技術吏員に限る。) 主幹(技術吏員に限る。) 係長(技術吏員に限る。) 主任(技術吏員に限る。) 薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合療育センターの技幹、主任(技術吏員に限る。) 薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療師、栄養士及び衛生技師

(3)及び(4) 略

(5) 東部福祉保健局の課長(技術吏員に限る。) 技幹、課長補佐(技術吏員に限る。) 主幹(技術吏員に限る。) 係長(技術吏員に限る。) 主任(技術吏員に限る。) 薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(6)~(8) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 東部福祉保健局の技幹、助産師、看護師及び准看護師

(3) 総合療育センターの部長、技幹(助産師、看護師又は准看護師の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。) 看護師長、看護師及び准看護師

(4)~(8) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中部総合事務所福祉保健局又は日野総合事務所福祉保健局の課長(技術吏員に限る。) 技幹、課長補佐(技術吏員に限る。) 主幹(技術吏員に限る。) 係長(技術吏員に限る。) 主任(技術吏員に限る。) 薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 皆生小児療育センターの技幹、主任(技術吏員に限る。) 薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療師、栄養士及び衛生技師

(3)及び(4) 略

(5) 福祉保健局の課長(技術吏員に限る。) 技幹、課長補佐(技術吏員に限る。) 主幹(技術吏員に限る。) 係長(技術吏員に限る。) 主任(技術吏員に限る。) 薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(6)~(8) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 福祉保健局の技幹、助産師、看護師及び准看護師

(3) 皆生小児療育センターの部長、技幹(助産師、看護師又は准看護師の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。) 看護師長、看護師及び准看護師

(4)~(8) 略

#### 附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。